

まつなみ健康増進クリニック

院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全・安心な医療提供の基盤となるものです。

当院では、クリニック全体として感染防止対策に取り組み、当院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

当院における感染防止対策部門として院内感染対策室を設置し、感染対策向上のために継続的かつ効率的に取り組みます。

- クリニック長が積極的に感染対策に関わり、院内感染対策室が中心となって、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関等（以下「加算1施設」という。）と連携し全ての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行います。
- 加算1施設と連携し、感染防止対策に係るカンファレンスに参加します。
- 定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行います。
- 職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。
- 感染症患者が発生または疑われる場合は、院内感染管理者が迅速に現場確認及び助言指導を行い、院内感染が拡がることを防ぎます。

3 抗菌薬適正使用のための方策

- 薬剤耐性菌の増加を防ぐために薬剤の適正使用について確認します。
- 必要に応じ感染症治療について主治医へ支援を行います。
- 微生物検査・臨床検査の利用適正化を推進します。

4 他の医療機関等との連携体制

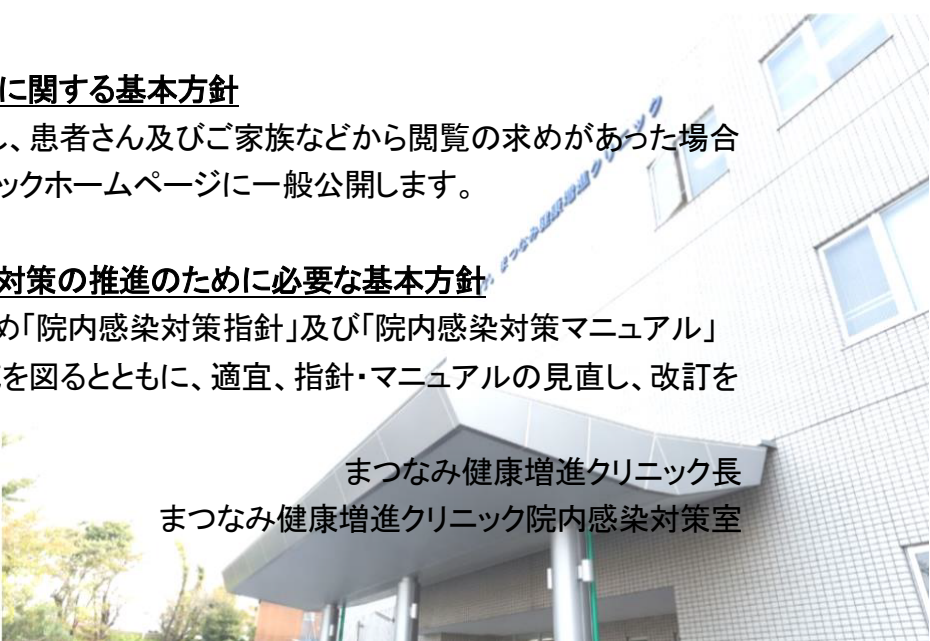
必要に応じ、通常時から協力関係にある地域他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。また、当クリニックホームページに一般公開します。

6 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策指針」及び「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、適宜、指針・マニュアルの見直し、改訂を行います。



まつなみ健康増進クリニック長
まつなみ健康増進クリニック院内感染対策室